

広島市家族介護教室事業について

1 概要

高齢者を介護している家族等が、介護に関する知識や技術、介護者の健康管理等について学ぶための介護教室を開催する。

また、高齢者を介護している家族の心身のリフレッシュと介護者相互の交流を図るため、レクリエーションや施設見学等を交えた家族介護者交流会を行う。

2 対象者

市内に住所を有する高齢者を現に介護している当該高齢者の家族で、市内に住所を有する者。ただし、家族介護教室については、必要に応じて高齢者を介護している者を支援する近隣援助者を対象者とすることができる。

3 内容

- (1) 家族介護教室（各区原則年間5回以上）
 - ・ 高齢者の介護に関する知識や技術の習得（実技や実習）
 - ・ 要介護状態の悪化防止
 - ・ 介護者の健康管理
 - ・ 高齢者の介護に関する制度、サービスの利用等
- (2) 家族介護者交流会（日帰りの旅行等を通じて実施）（各区原則年間1回）
 - ・ 介護者相互の交流及び情報交換
 - ・ 介護方法に関する相談・指導
 - ・ 介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）等

※ (1)及び(2)ともに「高齢者いきいき活動ポイント事業」のポイント付与の対象

4 実施場所

介護保険施設、公民館等

5 費用

家族介護教室：無料

家族介護者交流会：参加費1,000円

6 添付資料

- (1) 広島市家族介護教室事業の実施手順 【資料1】
- (2) 公民館使用承認申請書（事務連絡票） 【資料2】
- (3) 仕様書 【資料3】
- (4) 広島市家族介護教室事業実施要綱 【資料4】
- (5) 家族介護教室・交流会実施状況 【資料5】
- (6) 家族介護教室・交流会参加者アンケート結果 【資料6】
- (7) 公民館への協力依頼（写） 【資料7】
- (8) 各区地域支えあい課担当者一覧 【資料8】

7 新型コロナウイルス感染症に関する対応

(1) 開催について

① 開催の可否

別紙「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」に基づき、国が随時実施する情報提供を参考に感染防止策を講じた上で開催すること。

② 事前協議

事業部会後、各区内の施設と各区役所地域支えあい課において、開催テーマと日程等について事前協議を実施してもらうが、事前協議の方法については、各区の施設代表者等を中心に検討し実施していただきたい。

③ 開催時期

令和5年8月1日以降とする。

④ 開催回数

家族介護教室は各区原則年間5回以上、家族介護者交流会は各区原則年間1回で計画を立てる。新型コロナウイルス感染症の蔓延状況により開催予定日に実施できない場合は延期又は中止とする。

⑤ 参加者の制限と把握

例年、家族介護者交流会の参加者は施設職員等を含め概ね50人程度で計画することとしていたが、参加人数の制限は行わない。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保健所等（公的機関）から名簿提出の依頼があった際に対応できるよう、参加者の氏名・住所・連絡先を把握しておき、参加者にも、事前にその旨を伝えておくこと。

(2) 委託費について

計画どおり教室を開催できなくても、事務費（消耗品費・通信費等）及び人件費が発生した場合は、費用の計上は可能である。

(3) 開催場所について

介護保険施設、公民館等とする。また、公民館等の開館状況、予約状況については直接会場に問い合わせをすること。

※ 公民館のキャンセル・再調整の際は、広島市高齢福祉課に連絡し、日程の再調整後は、再度使用申請書を同課に提出すること。

(4) 補足

その他、判断に迷う場合は、その都度協議の上、決定することとする。

広島市家族介護教室事業の実施手順

1 実施手順

区 分	内 容	
1 事前準備	(1) 事前協議	各区内の施設と各区地域支えあい課において、開催テーマ、日程等について協議 (協議日等の調整は、老施連の各区施設担当者から各区地域支えあい課に連絡して行ってください。)
	(2) 家族介護教室の実施計画書作成	区ごとに家族介護教室の年間実施計画書作成 (1)の協議内容等を踏まえた年間実施計画書を作成し、老施連事務局を経由して高齢福祉課に提出してください。)
	(3) 家族介護者交流会の実施計画書作成	区ごとに家族介護者交流会の実施計画書作成 (老施連事務局を経由し実施日の 30 日前までに高齢福祉課に提出してください。)
2 事業開始	(1) 広報	家族介護教室・家族介護者交流会の開催案内(チラシ)作成 (実施日のおおむね 30 日前までに各区地域支えあい課及び区内の地域包括支援センターに送付してください。チラシはそれぞれの窓口に置きます。)※イラストの著作権に留意(P.2 参照) [参考：広島市が実施する広報] ○各回の開催 ・広報紙「市民と市政(区版)」に掲載(区地域支えあい課) ※紙面の関係上、掲載できない場合もある。 ○年間開催予定 ・広島市ホームページに掲載(高齢福祉課準備) ・年間の開催予定を掲載したチラシを、区地域支えあい課、地域包括支援センター、公民館、区社会福祉協議会に設置(高齢福祉課準備) ・各区の「認知症高齢者等の家族の会」に情報提供(区地域支えあい課) 等
	(2) 実施計画の変更	当初の計画を変更する場合は、実施計画の変更通知書を提出 (原則 40 日前までに「実施計画の変更通知書」を老施連事務局を経由して高齢福祉課へ提出してください。また、各区地域支えあい課にも必ず連絡してください。)
	(3) 公民館の使用申請	公民館の使用について、事前に公民館と日程調整を行った後、「公民館使用承認申請書(事務連絡票)」を高齡福祉課へ提出 (各施設から「公民館使用承認申請書(事務連絡票)」が提出された後、高齢福祉課から公民館に使用承認申請書を提出します。)
3 事業終了	実施状況報告	実施状況報告書提出 (各回の事業終了後、実施状況報告書を作成し、他の必要書類やアンケートとともに老施連事務局を経由し、高齢福祉課へ提出してください。)

2 留意事項

(1) 共通事項

- ア 過去の参加実績やニーズを踏まえて、テーマを設定してください。
- イ 各区地域支えあい課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の地域団体と連携して広報してください。広報に当たりイラスト等を使用する場合は著作権に留意の上、適切に行ってください。
- ウ 家族介護教室事業は、「高齢者いきいき活動ポイント事業」のポイント付与の対象となりますので、参加者がポイント手帳を持参された場合、スタンプ（1ポイント）を押印していただくようお願いします。
なお、スタンプは、開催日の前日までに郵送しますので適切に管理していただき、事業終了後は、返信用封筒に入れ広島市健康福祉局高齢福祉課へ速やかに郵送してください。
- エ 実施計画の変更通知書の提出は、保険への加入と参加者への周知を考慮し、原則40日前までとしています。しかし、新型コロナウイルスの影響でやむを得ず開催日を変更する場合、広報を十分に図ることができるのであれば、開催日の1週間前までの提出を可能とします。

(2) 家族介護教室

- ア 1回当たりの実施時間は原則1時間以上です。開催テーマに沿った時間設定を行ってください。
- イ 参加者に、地域包括支援センターのチラシと高齢者のためのサービスのチラシ（別添）を配付してください。
- ウ 参加者に対するアンケート調査にご協力ください。

(3) 家族介護者交流会

- ア 1回当たりの参加人数に制限はありません。
- イ 参加費として1人1,000円を徴収してください。参加者1人当たりの食糧費及び入場料等の経費は、参加費1,000円を含む3,500円が上限です。
- ウ 事故等があった場合の利用者の損害を補償する保険に加入してください。

広島市

公民館使用承認申請書(事務連絡票)

(申請先)

公益財団法人広島市文化財団理事長

次のとおり使用を申請します。
 使用に際しては、広島市公民館条例、同条例施行規則及びこれらに基づく指示に従います。

		申請年月日	令和 年 月 日	
申請団体		申請者(代表者)		
名称	広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課	氏名	担当者名	
団体又は申請者の住所		連絡先(この使用申請に関わる問い合わせ先)		
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号		電話番号	氏名(申請者と異なる場合)	
使用日時	室名	使用予定人数	使用料	
令和 年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分		人	円	
令和 年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分		人	円	
令和 年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分		人	円	
令和 年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分		人	円	
令和 年 月 日(曜日) 時 分 ~ 時 分		人	円	
使用目的(事業名及び内容)			使用料の合計	円
広島市家族介護教室事業の実施			入場料徴収の有無	
			有	無



の欄に記入してください。

使用承認番号 (変更前・関連 No.)	使用承認年月日 (変更前・関連)
No.	令和 年 月 日

係		館長

仕 様 書

1 業務名

広島市家族介護教室事業

2 業務の内容

広島市家族介護教室事業実施要綱第4条に規定する家族介護教室及び家族介護者交流会の実施に係る業務

3 実施場所

広島市全域

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 対象者

市内に住所を有する高齢者を現に介護している、市内に住所を有する家族とする。ただし、家族介護教室については、必要に応じて近隣援助者の参加を認める。

6 実施方法

- (1) 事業は区を単位として、原則区ごとに年5回以上実施する。また、家族介護者交流会として、原則区ごとに年1回、日帰りの旅行などを実施する。
- (2) 事業の計画に当たっては、各区地域支えあい課と協議した上で、地域の実態に応じた実施方法・内容で行う。
- (3) 事業の広報に当たっては、「広島市家族介護教室事業」により行うものであることを明示することとし、各区地域支えあい課、地域包括支援センター、社会福祉協議会及びその他の地域団体と連携して、広く事業内容について周知する。
- (4) 家族介護教室1回当たりの実施時間は原則1時間以上とし、事業の開催場所は、介護保険施設、公民館等、事業が適切に行われ、利用者が参加しやすい場所とする。
- (5) 家族介護者交流会については、実施日の30日前までに市に計画書を提出し、市長の承認を得ることとする。
- (6) 受注者は、家族介護者交流会の参加費として、1人当たり1,000円を家族介護者交流会参加者から徴収する。
- (7) 家族介護者交流会に係る委託料のうち、食糧費及び入場料等経費は、上記(6)の参加費とは別に参加者1人当たり2,500円を上限とする。なお、交通費及び会場の借上代等の家族介護者交流会の運営に必要な経費については、別途委託料の範囲内で支払うものとする。
- (8) 受注者は、委託業務に係る経費について、帳簿を整備し、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくこと。
- (9) 家族介護教室及び家族介護者交流会の実施に当たっては、事故等があった場合の利用者の損害を補償する保険に加入する。
- (10) 事業の実施に際して、在宅介護等に関する相談があった場合には、適切に対応するとともに、必要に応じて各区地域支えあい課及び地域包括支援センター等へつなぎ、支援の継続性の確保に努める。

(目的)

第1条 この要綱は、広島市家族介護教室事業（家族介護教室及び家族介護者交流会をいい、以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者を介護している家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、もって要援護高齢者の在宅生活の継続及び質の向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 事業は、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託して実施する。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、原則として、市内に住所を有する高齢者を現に介護している当該高齢者の家族で、市内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、家族介護教室については、必要に応じて、高齢者を介護している者（以下「介護者」という。）を支援する者を利用対象者とすることができる。

(事業内容)

第4条 家族介護教室の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高齢者の介護に関する知識・技術の習得に関すること。

(2) 要介護状態の悪化防止に関すること。

(3) 介護者の健康管理に関すること。

(4) その他、高齢者の介護に関する制度、サービスの利用等に関すること。

2 家族介護者交流会の内容は、次に掲げるとおりとし、日帰りの旅行等を通じて実施するものとする。

(1) 介護者相互の交流及び情報交換に関すること。

(2) 介護方法に関する相談・指導に関すること。

(3) その他、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）に関すること。

(事業の実施)

第5条 事業は、区を単位として実施するものとする。

2 事業の委託を受けた者（以下「事業受託者」という。）は、各区役所厚生部地域支えあい課、地域包括支援センター等の地域の関係機関等と連携し、地域の実情に応じた方法で事業を実施するものとする。

(事業実施計画書の作成等)

第6条 事業受託者は、事業の実施に当たり、年間の事業実施計画書を作成して市長に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、前項の事業実施計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、当該事業実施計画書の内容の変更を指示することができる。

(実施状況の報告)

第7条 事業受託者は、事業の実施状況に関し、四半期ごとに事業実施状況報告書を作成し、各四半期の終了日から10日以内（第4四半期にあつては、3月末日まで）に市長に提出するものとする。

(経費の支出)

第8条 市長は、事業受託者に対し、予算の範囲内で委託業務に要する経費を支出するものとする。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

家族介護教室事業参加者アンケート結果（家族介護教室）
 [実施期間：R4.9～R5.3 アンケート回収数：388人]

◎ 家族介護教室へのご参加について

問1 今回で介護教室への参加は何回目ですか。（該当する番号1つに○を）

- | | |
|---------|--------------|
| ① 初めて | 258人 (69.0%) |
| ② 2回目 | 38人 (10.2%) |
| ③ 3回目 | 17人 (4.5%) |
| ④ 4回目 | 6人 (1.6%) |
| ⑤ 5回目以上 | 55人 (14.7%) |

問2 介護教室の開催を何で知りましたか。（該当する番号1つに○を）

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 市の広報紙（市民と市政） | 33人 (8.6%) |
| ② ホームページ | 11人 (2.9%) |
| ③ 施設から紹介された | 162人 (42.3%) |
| ④ 人から聞いた
[チラシを見た] | 85人 (22.2%) |
| ⑤ 区役所で配布 | 5人 (1.3%) |
| ⑥ 地域包括支援センターで配布 | 27人 (7.0%) |
| ⑦ 開催する施設で配布 | 28人 (7.3%) |
| ⑧ その他 | 32人 (8.4%) |

その他の内訳

回覧板や公民館だよりで知った 等

◎ 現在のあなたの状況について

問3 あなたの年齢を教えてください。（該当する番号1つに○を）

- | | |
|---------|--------------|
| ① 29歳以下 | 7人 (1.8%) |
| ② 30歳代 | 3人 (0.8%) |
| ③ 40歳代 | 29人 (7.6%) |
| ④ 50歳代 | 19人 (5.0%) |
| ⑤ 60歳代 | 64人 (16.7%) |
| ⑥ 70歳代 | 140人 (36.6%) |
| ⑦ 80歳以上 | 121人 (31.6%) |

問4 あなたの性別を教えてください。（該当する番号1つに○を）

- | | |
|------|--------------|
| ① 男性 | 69人 (17.9%) |
| ② 女性 | 317人 (82.1%) |

◎ 家族介護教室（介護教室・介護者交流会）について

問5 今回の「家族介護教室」はいかがでしたか。（該当する番号1つに○を）

- | | |
|----------|--------------|
| ① 良かった | 333人 (88.8%) |
| ② 普通 | 38人 (10.1%) |
| ③ 良くなかった | 4人 (1.1%) |

問6 今後、どのような内容を実施してほしいですか。（該当する番号1つに○を）

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 介護方法や介護技術 | 81人 (24.7%) |
| ② 介護者の健康管理 | 90人 (27.4%) |
| ③ 介護食や栄養改善 | 74人 (22.6%) |
| ④ 介護に関する制度 | 75人 (22.9%) |
| ⑤ その他 | 8人 (2.4%) |

令和5年 月 日

各 公 民 館 長 様

広島市健康福祉局
高齢福祉部高齢福祉課長

広島市家族介護教室事業に係る公民館の使用について（依頼）

本市では、高齢者を介護している家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、もって要援護高齢者の在宅生活の継続及び質の向上を図ることを目的とし、家族介護教室事業を実施しております。

今年度も引き続き、公益社団法人広島市老人福祉施設連盟に委託して区ごとに実施し、開催場所として、地域の老人福祉施設を始め公民館や集会所等を使用する予定です。

つきましては、公民館の使用に関して、事前に委託先の公益社団法人広島市老人福祉施設連盟加盟の施設職員が各公民館へ相談の連絡を実施することがありますので、御対応下さいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、開催予定日に実施できない場合は延期とし、年度内で開催できるよう日程を再調整することとしています。

各公民館におかれましては、今年度の家族介護教室実施に伴う、公民館の使用等について御理解・御協力をいただきますよう、お願いいたします。

【家族介護教室事業】

- 概要 高齢者を介護している家族等が、介護に関する知識や技術、介護者の健康管理等について学ぶための介護教室を開催する
- 対象者 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等
- 費用 無料
- 実施回数 各区で原則年間5回以上

（開催時期については、8月1日以降で日程を調整しています）

※公民館の使用承認申請書は、高齢福祉課から各公民館に提出します。また、より多くの方に家族介護教室の開催を周知できるよう、公民館との共催の際には「公民館だより」等への掲載についても御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
担当 梶田
電話 504-2145 / FAX 504-2136
E-mail: korei@city.hiroshima.lg.jp

令和5年度広島市家族介護教室事業 担当者一覧表

区 分	各区地域支えあい課 担当者	電 話 番 号	老 施 連 担 当 者 (施設名・役職・氏名)	電 話 番 号
中 区	岩崎主査 崎井主事	504-2586		
東 区	西小森保健師	568-7731		
南 区	山下主事	250-4109		
西 区	西田保健師	294-6289		
安 佐 南 区	空谷主任技師 安本保健師	831-4568		
安 佐 北 区	永原保健師	819-0587		
安 芸 区	山内保健師	821-2810		
佐 伯 区	柿田保健師	943-9728		

●健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
主担当 梶田 (電話番号 504-2145)